

## 謄本・証明書等の交付申請について

申請は、①当事者本人、②利害関係を疎明した第三者、③代理人弁護士によることが原則です。

申請方法は、基本的に次のとおりですが、詳しいことは、申請する家庭裁判所に問い合わせてください。

### 【郵送申請の場合】

記入した申請書と以下の3点を同封の上、送付してください。

- ① 収入印紙・・・原則として、証明書は1件につき150円、正本・謄本等は、用紙1枚につき150円
- ② 84円切手（取得する枚数が5枚以上なら、94円以上の切手が必要になります。）
- ③ 返信先の記載のある返信用封筒

※ 他に、氏名・住所が、審判・調停等のときと異なる場合には、つながりの分かる戸籍謄本・戸籍の附票等が必要となります。

### 【来庁申請の場合】

- ① 収入印紙・・・原則として、証明書は1件につき150円、正本・謄本等は、用紙1枚につき150円
- ② 身分証明書（運転免許証、保険証等）及び認印

※ 相続放棄申述受理証明書の申請の場合は、相続放棄申述受理通知書を持参してください。

※ 他に、氏名・住所が、審判・調停等のときと異なる場合には、つながりの分かる戸籍謄本・戸籍の附票等が必要となります。

※ 収入印紙と郵便切手は、当裁判所内では販売していませんので、郵便局等で購入してください。